

本巢市地域公共交通総合連携計画の概要

1. 経緯

平成21年 1月26日作成

平成21年 3月10日公表

2. 本巢市地域公共交通総合連携計画の区域

本巢市全域

3. 本巢市地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

市民にとってわかりやすい公共交通体系であること

最小限の経費で最大限の効果が得られるよう公共交通施策を講じること

市全体の均衡を図りつつ、地域の特性に配慮した公共交通体系であること

継続的に現状評価を行うこと

4. 本巢市地域公共交通総合連携計画の目標

鉄道・路線バス・市営バスの既存ストックを活かしつつ、それらを有機的に連携させた公共交通ネットワークの構築を行うとともに、自動車、自転車など他の交通手段との連携を強化するために交通結節点の整備を行い、地域公共交通の活性化及び再生を図ることを目標とする。

【具体的な目標値】

利用者数（対H19年度対比）

根尾地域・・・約5%減

本巢地域・・・約0.5%増

真正地域及び糸貫地域・・・約250%増

利用者一人あたりの市年間負担コスト 997円（H19年度実績） 800円以下

5. 事業の概要及び事業の実施主体

(1) 根尾地域自主運行バス

昼間時デマンド型運行（実施主体：本巢市）

(2) ササユリ（行政福祉バス）

ダイヤの見直し（実施主体：本巢市）

フリー乗降制の導入（実施主体：本巢市）

(3) もとバス

路線再編（実施主体：本巢市及び交通事業者）

デマンド方式の導入（実施主体：本巢市及び交通事業者）

高齢者無料制度の導入（実施主体：本巢市）

樽見鉄道との乗継無料制度の導入（実施主体：本巢市）

(4) 樽見鉄道関連事業

樽見鉄道エコ切符の発行（実施主体：樽見鉄道）

商業施設駐車場を活用したP&R（実施主体：商業施設）

C&R駐輪場の整備（実施主体：協議会）

(5) 地域公共交通全般

小型低床バスの導入（実施主体：本巢市）

JR穂積駅行き急行バスの検証（実施主体：本巢市及び交通事業者）

広域的交通結節点の整備（実施主体：協議会）

(6) その他の利用促進策

本巢市公共交通ガイドブックの作成（実施主体：協議会）

イベント・ワークショップ・総合学習の実施（実施主体：協議会）

6. 計画期間

平成21年度～平成23年度

7. 法第6条に定める協議会の有無

有（設立年月日：平成20年3月27日，名称：本巢市地域公共交通活性化協議会，構成員：別紙のとおり）

8. 法第5条第6項に定められている関係者との協議

本巢市地域公共交通活性化協議会との協議成立年月日：平成21年1月26日

9. 法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映

- ・平成20年8月に市内3500世帯を対象に「本巢市の公共交通に関する市民アンケート調査」を実施し、市民意見を反映。
- ・平成20年9月に市営バス利用者を対象に「利用者アンケート調査」を実施し、公共交通利用者の意見を反映。
- ・平成20年11月に「本巢市の地域公共交通を考える」ワークショップを実施し、市民の意見を反映。
- ・平成20年12月～平成21年1月に「本巢市公共交通総合連携計画案」のパブリックコメントを実施し18件の意見が寄せられた。

10. その他

- ・法第7条による提案 無

- ・送付時点における国の支援制度活用の想定
 - 地域公共交通活性化・再生総合事業
 - > バス・乗合タクシー等の活性化・再生に係る事業
 - > 公共交通利用促進に資する事業
 - > 鉄道の活性化・再生に係る事業